

※以下この資料では、従来の「福祉・介護職員処遇改善加算」を「**現行加算**」, 「福祉・介護職員等 特定 処遇改善加算」を「**特定加算**」と記述します。

■ 特定加算が算定できる要件（賃金改善以外の要件）

要件（ア）配置等要件



「**福祉専門職員配置等加算**」又は居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護においては「**特定事業所加算**」を算定していること。（重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を除く）

要件（イ）現行加算要件



福祉・介護職員処遇改善加算【キャリアパス区分】
(Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) のいずれかを算定していること。

要件（ウ）職場環境要件



これまでに実施した処遇改善の内容を全ての職員に周知していること。「資質の向上」, 「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1つ以上の取組をそれぞれ行うこと。

要件（エ）見える化要件



特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。（障害福祉サービス等情報公表制度や各事業者のホームページ等を活用して特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

■ 特定加算が算定できる要件（賃金改善以外の要件）

特定加算（Ⅰ）



要件ア,イ,ウ,エの全てを満たす場合に算定可能

特定加算（Ⅱ）



要件イ,ウ,エの全てを満たす場合に算定可能

特定加算
(区分なし)



要件イ,ウ,エの全てを満たす場合に算定可能
(重度障害者等包括支援, 施設入所支援, 居宅
訪問型児童発達支援, 保育所等訪問支援のみ)

福祉・介護職員等 特定 処遇改善加算

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

上記要件ア～エを満たしたうえで、かつ、以下のとおり職員を賃金改善の対象となる3つのグループに分け、賃金改善を行う必要があります。

■ 特定加算が算定できる要件（賃金改善の要件）

a 経験・技能のある障害福祉人材

以下のいずれかに該当し、かつ、所属する法人等における**勤続年数が10年以上（※1）**の職員

- 福祉・介護職員（※2）のうち介護福祉士，社会福祉士，精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格者
- 心理指導担当職員（公認心理師含む） ■サービス管理責任者 ■児童発達支援管理責任者
- サービス提供責任者

b 他の障害福祉人材

福祉・介護職員（※2），心理指導担当職員（公認心理師含む），サービス管理責任者，児童発達支援管理責任者，サービス提供責任者のうち、「a 経験・技能のある障害福祉人材」に該当しない者

c その他の職種

障害福祉人材以外の職員

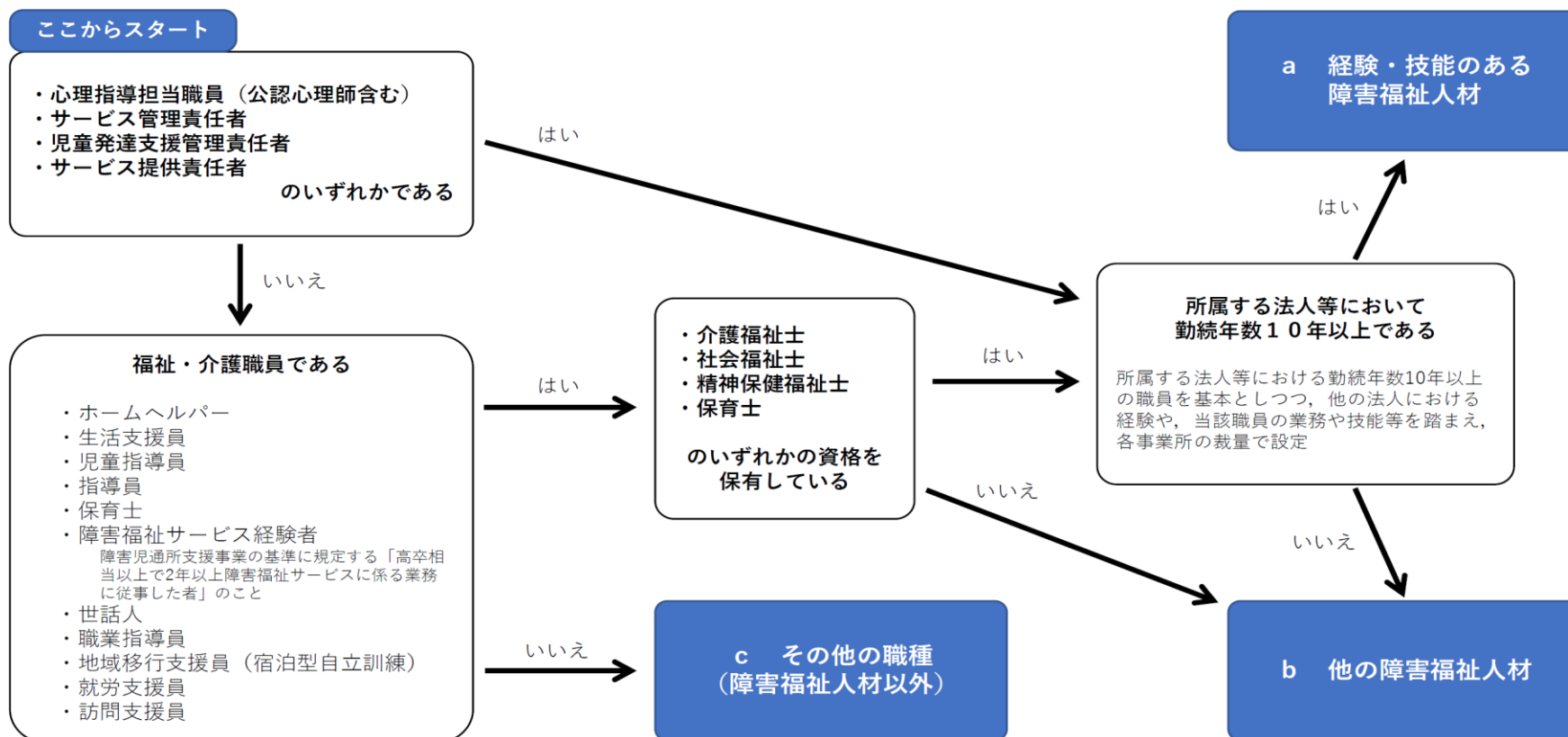
※1 所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することができます。

※2 「福祉・介護職員」は以下の職種とする。

ホームヘルパー，生活支援員，児童指導員，指導員，保育士，障害福祉サービス経験者（障害児通所支援事業），世話人，職業指導員，地域移行支援員，就労支援員，訪問支援員

■ 特定加算が算定できる要件（賃金改善の要件）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の対象となる職種



福祉・介護職員等 特定 処遇改善加算

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

■ 賃金改善の配分の考え方

a 経験・技能のある
障害福祉人材

■賃金改善見込額の平均が、「b 他
の障害福祉人材」の**2倍以上**

■ **1人以上**は、賃金改善見込額が**月
額平均8万円以上**又は改善後の賃金見
込額が**年額440万円以上**となること

※現に賃金が年額440万円以上の者が
いる場合は、条件を満たす。

b 他の障害福祉人材

■賃金改善見込額の平均が、
「c その他の職種」の**2倍以上**

※ただし、「c その他の職種」の平
均賃金額が「b 他の障害福祉人材」
を上回らない場合は、条件を満た
す。

c その他の職種

■賃金改善後の年額が**440万円を上
回らないこと**

※賃金改善前の年額が既に440万円
を上回る者は、特定加算による賃
金改善の対象外。

(平均賃金改善見込額)

2

:

1

:

0.5

(例) a 20,000円

b 10,000円

c 5,000円